

平成18年11月 28 日

各 位

会社名 ユニパルス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 吉本 喬美
(コード番号 6842 東証第二部)
問合せ先 取締役経営統括本部長 和田 倫幸
TEL 03-5148-3000

「定款の一部変更についてのお知らせ」の訂正について

当社が、平成 18 年 11 月 17 日に開示いたしました「定款一部変更についてのお知らせ」に一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

誤	正
(目的) 第2条 (2) 前号に附帯する一切の業務。 (新設)	(目的) 第2条 <u>(2) 電気設備・電気通信設備・消防施設・管工事・機械器具設置工の設計、施工、監理請負。</u> <u>(3) 一般労働者派遣事業。</u> <u>(4) 上記に附帯する一切の業務。</u>
第4条 (公告の方法) 第5条 当社の公告は、 (発行可能株式総数)	<u>(機関)</u> 第4条 (公告の方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>(発行可能株式総数)</u>
第6条	第6条 <u>(株券の発行)</u>
第7条 (単元株式数および株券の発行)	第7条 (単元株式数および株券の発行)
第9条 (1) (2) (3) 当社は前項の規定に関わらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。	第9条 <u>1</u> <u>2</u> (削除)

誤	正
<p>(单元未満株式の買戻し)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数とあわせて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(单元未満株主の権利)</p> <p>第11条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権を受ける権利</p> <p>(4) 前条に定める請求をする権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 <u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第16条 <u>取締役会長がこれを招集する。取締役会長が欠員のとき又は取締役会長に</u></p> <p>(株主総会参考書類などのインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第18条</p> <p>2 株主の議決権の</p> <p>3 議決権を行使することができる株主の議決権の</p>	<p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数とあわせて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(单元未満株主の権利)</p> <p>第11条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権を受ける権利</p> <p>(4) 前条に定める請求をする権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定める。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 <u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第16条 <u>取締役会長がこれを招集する。取締役会長が欠員のとき又は取締役会長に</u></p> <p>(株主総会参考書類などのインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第18条</p> <p>2 株主の議決権の</p> <p>3 議決権を行使することができる株主の議決権の</p>

誤	正
<p>(代表取締役)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会はその決議によって代表取締役を定</u> <u>る。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 29 条</p> <p>(監査役の員数および選任方法)</p> <p>第30条</p> <p>2 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 31 条</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を1名 選定する。</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第33条</p> <p><u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経</u> <u>ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条</p> <p>(営業年度)</p> <p>第 36 条 当会社の事業年度は年1期とし、</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 37 条</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条</p> <p>2 <u>未払い配当金には利息をつけない。</u></p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会はその決議によって代表取締役を選定す</u> <u>る。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 29 条</p> <p>(監査役の員数および選任方法)</p> <p>第30条</p> <p>2 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 31 条</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を1名選 定する。</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経な</u> <u>いで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 35 条</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 36 条 当会社の<u>事業年度</u>は年1期とし、</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 37 条</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条</p> <p>2 <u>未払配当金には利息をつけない。</u></p>

以上